

長浜市避難支援・見守り支えあい計画
「長浜市災害時要援護者避難支援計画（全体計画）」

平成23年11月

長 浜 市

目次

第1章	総則	1-1
第1	基本的な考え方	1-1
第2	位置づけ	1-1
第3	個別計画の対象者の考え方（範囲）	1-1
第4	個人情報の保護の徹底	1-2
第2章	避難支援体制	1-3
第1	災害時要援護者支援班	1-3
第2	自治会	1-4
第3	自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等の福祉関係者	1-4
第3章	避難支援・見守り支えあい制度	1-5
第1	避難支援・見守り支えあい制度（災害時要援護者登録制度）の推進	1-5
第2	災害時要援護者登録申請者台帳の作成・更新	1-5
第3	災害時要援護者名簿の作成・更新	1-5
第4	登録申請者台帳・要援護者名簿への登録に馴染まない要援護者の把握	1-6
第5	個別計画の作成	1-7
第6	個別計画の共有	1-7
第7	個別計画の更新	1-7
第8	個別計画の管理	1-8
第4章	各種避難支援	1-9
第1	避難準備情報、避難勧告・指示等の伝達	1-9
第2	洪水・土砂災害ハザードマップ等の整備・活用	1-9
第3	避難誘導の実施	1-10
第4	避難所における支援	1-10
第5	要援護者避難訓練の実施	1-11
資料		
資料1	要援護者の特徴	2-1
資料2	長浜市避難支援・見守り支えあい制度（概要）	2-4
資料3	長浜市避難支援・見守り支えあい計画（個別計画）作成の流れ＜新規＞	2-5
資料4	長浜市避難支援・見守り支えあい計画（個別計画）作成の流れ＜更新＞	2-6
資料5	自治会、要援護者支援班等の行動マニュアル	2-7
様式		
様式1	災害時要援護者登録申請書 兼 長浜市避難支援・見守り支えあい計画（個別計画）作成依頼書	3-1
様式2	長浜市避難支援・見守り支えあい制度における個人情報の取扱いに係る同意書	3-3
様式3	災害時要援護者登録申請者台帳	3-4
様式4	長浜市避難支援・見守り支えあい計画（個別計画）	3-5
様式A	災害時要援護者名簿	3-7

第1章 総則

第1 基本的な考え方

近年、全国的に地震・風水害等が多発し多くの犠牲者が発生しており、その犠牲者の中でも高齢者が多く占めるなど、避難に時間を要する災害時要援護者（以下「要援護者」という。）の被災が目立っていることから、あらかじめ、気象予報・警報、洪水予報や土砂災害警戒情報などの災害情報の伝達体制を整え、災害発生時に要援護者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整えておくことが重要です。

このためには、各地域において、高齢者やしょうがいのある人など災害時の避難にあたって支援が必要となる人を特定し、その一人ひとりについて、災害時に、誰が支援してどこの避難所等に避難させるかを定めるとともに、地域の支えあいを基本として、及び要援護者への情報伝達や避難支援が災害時に円滑に機能するよう、日常的な見守り体制などを定める必要があります。

この計画は、災害発生時における要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、本市における要援護者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにするとともに、市と自治会・自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉関係団体等、災害時において要援護者の避難支援を積極的に行うことが期待される団体（以下「関係団体」という。）により、要援護者を、あらかじめ平常時において把握する「長浜市避難支援・見守り支えあい制度」（以下「避難支援・見守り支えあい制度」という。）及び地域における災害時の情報伝達及び避難支援を円滑かつ迅速に行えるよう、要援護者個々の避難支援や日常的な見守り体制などを定める「長浜市避難支援・見守り支えあい計画」（個別計画）（以下「個別計画」という。）の作成方法等について定めるものです。

第2 位置づけ

この計画は、「長浜市地域防災計画」第2章災害予防計画の第3節第5「災害時要援護者支援体制の整備」に規定する「災害時要援護者避難支援計画(全体計画)」として位置づけるとともに、第3章災害応急対策計画の第4節第3の7「災害時要援護者支援」、「長浜市しょうがい者計画」第2部第2章³（3）「防犯・防災対策の推進」、「ゴールドプランながはま21」各論第9章3（1）防火・防災対策の充実を具体化したものとして位置づけます。

また、この計画は、随時、災害時要援護者支援班で内容を検討し、適宜、見直しを行うものとします。

第3 個別計画の対象者の考え方（範囲）

本市における個別計画の対象者となる要援護者は、災害発生時において避難情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困難な者とします。（それぞれの要援護者の特徴は資料1を参照）

(1) 避難支援要援護者

自力で避難できない等、避難に際して支援が必要な要援護者（例えば、高齢者、しょうがいのある人、妊婦、乳幼児、傷病者）

(2) 情報支援要援護者

災害時の情報伝達に配慮が必要な要援護者（例えば、視覚又は聴覚しょうがいのある人等）

第4 個人情報保護の徹底

本計画の実施にあたり、災害時要援護者登録申請者台帳や個別計画を取扱う職員、関係団体は、個人情報について、長浜市個人情報保護条例（平成 18 年条例第 21 号）第 8 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、次の事項を遵守するよう徹底します。

- ・紙媒体により管理すること。（市が管理する場合を除く。）
- ・個人情報を含む紙媒体は、施錠可能な金庫等に保管すること。
- ・電子媒体により管理する場合は、暗号化等のセキュリティ対策を講じること。
- ・情報の更新等によって不要となった個人情報は確実に速やかに廃棄し、又は消去すること。
- ・必要以外の人に閲覧させ、又は伝達しないこと。
- ・必要以外の写しを作成しないこと。
- ・目的以外の使用をしないこと。

第2章 避難支援体制

第1 災害時要援護者支援班

市は、災害時における要援護者の支援を系統的に進めるため、庁内に「災害時要援護者支援班（以下「要援護者支援班」という。）」を設置します。要援護者支援班の位置づけ、構成等については以下のとおりとします。

(1) 位置付け

平常時は、福祉関係部局や防災関係部局等関係する部局で横断的な連絡調整を行います。

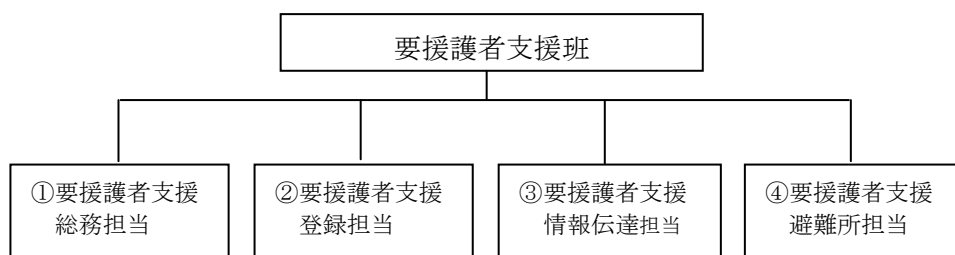
災害時には、災害対策本部の中の健康福祉部内に設置します。

(2) 構成

平常時は、班長を健康福祉部長、班員を健康福祉部職員、防災担当職員、市社会福祉協議会職員、その他関係する職員とします。避難支援体制の整備に関する取組を進めていくに当たっては、関係者の参加を得ながら進めます。

災害時は、班長を健康福祉部長、班員を健康福祉部職員で構成します。

(3) 組織



①	要援護者支援 総務担当	◎社会福祉課、○防災危機管理課、市民自治振興課、市社会福祉協議会地域福祉課
②	要援護者支援 登録担当	◎高齢福祉介護課、○しょうがい福祉課、健康推進課、社会福祉課、地域包括支援課、防災危機管理課、市民自治振興課、市社会福祉協議会地域福祉課
③	要援護者支援 情報伝達担当	◎市民自治振興課、○防災危機管理課、しょうがい福祉課、高齢福祉介護課、健康推進課、社会福祉課、地域包括支援課、子育て支援課、観光振興課、教育委員会教育指導課
④	要援護者支援 避難所担当	◎しょうがい福祉課、○高齢福祉介護課、健康推進課、子育て支援課、社会福祉課、地域包括支援課、防災危機管理課、教育委員会教育総務課、長浜病院総務課、湖北病院管理課、市社会福祉協議会介護事業課

注) 「◎」は主管課、「○」は副主管課。

(4) 要援護者支援班の役割

① 要援護者支援総務担当

- ア 要援護者支援班の運営事務に関すること
- イ 要援護者支援班内の連絡調整に関すること

② 要援護者支援登録担当

- ア 要援護者情報の把握
- イ 要援護者の登録
- ウ 登録申請者台帳及び災害時要援護者名簿の作成、更新
- エ 要援護者情報の関係団体との共有・活用・協定の締結

③ 要援護者支援情報伝達担当

- ア 要援護者に対する災害情報伝達体制の整備

④ 要援護者支援避難所担当

- ア 福祉避難所等の確保、整備

第2 自治会

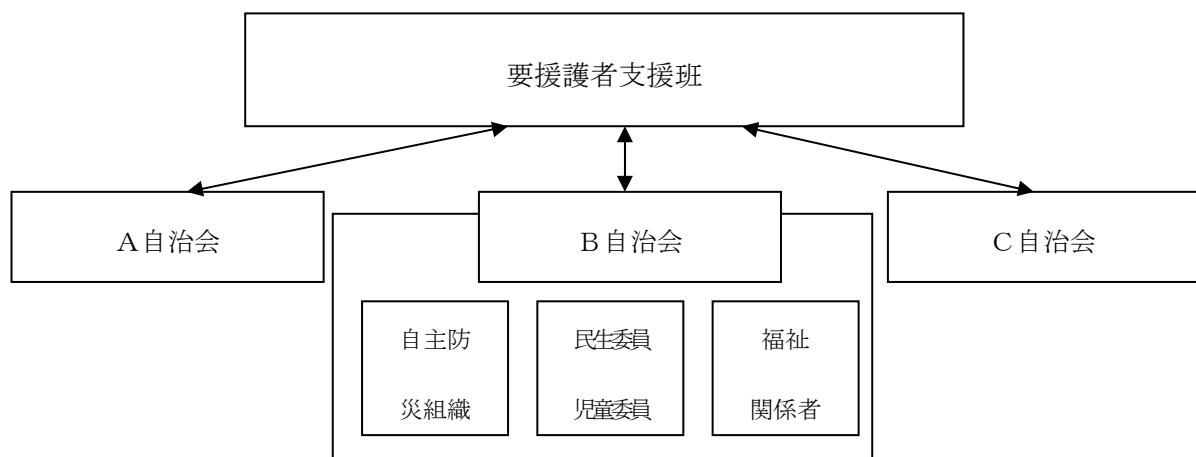
自治会は、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等の福祉関係者の協力を得て、要援護者の個別計画の作成等、以下の活動を実施します。

- ア 地域における要援護者の把握及び日常的な見守り体制の整備
- イ 地域における要援護者の個別計画の作成
- ウ 地域における支援者の組織化
- エ 要援護者に対する情報伝達体制の確立
- オ その他要援護者支援に必要なこと

第3 自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等の福祉関係者

自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等の福祉関係者は、個別計画に基づき、他の団体等と協力して災害時における要援護者の支援に協力します。

「要援護者の避難支援体制」



第3章 避難支援・見守り支えあい制度

第1 避難支援・見守り支えあい制度（災害時要援護者登録制度）の推進

要援護者支援班は、災害発生時において地域の住民が協力して、要援護者の避難誘導や安否確認等の支援活動を円滑に行えるよう、あらかじめ要援護者の必要な情報を登録し、市と関係団体で情報を共有する「避難支援・見守り支えあい制度」を推進します（資料2参照）。

避難支援・見守り支えあい制度に登録を希望する要援護者は、「災害時要援護者登録申請書兼 長浜市避難支援・見守り支えあい計画（個別計画）作成依頼書（様式1）」（以下「登録申請書」という。）及び「長浜市避難支援・見守り支えあい制度における個人情報の取扱いに係る同意書（様式2）」を市長に提出するものとします。

要援護者支援班は、避難支援・見守り支えあい制度について、広報ながはま、市のホームページ等を利用し、広く周知し、避難支援・見守り支えあい制度への登録希望者を募ります。

また、福祉関係者によるケアプラン作成時・平常時の福祉サービス活動、消防等の防災関係機関・福祉関係機関の見回り活動、自主防災組織等による活動等、要援護者一人ひとりと接する機会をとらえて、避難支援・見守り支えあい制度への登録を働きかけるとともに、必要な情報の把握を同時に進めます。

第2 災害時要援護者登録申請者台帳の作成・更新

要援護者支援班は、登録申請書に基づき、「災害時要援護者登録申請者台帳（様式3）」（以下「登録申請者台帳」という。）を自治会ごとに作成し、自治会に配付するとともに、管理します。

自治会は、年に1回、登録申請者台帳に登録している要援護者について異動等がないか確認し、情報の更新を行います。また、新たに登録する必要がある要援護者の有無を確認し、該当する人には避難支援・見守り支えあい制度への登録を働きかけます。

第3 災害時要援護者名簿の作成・更新

災害発生時において、要援護者の生命、身体等を保護することは重要です。

よって、要援護者支援班は、避難支援・見守り支えあい制度への登録の有無にかかわらず、特に必要と認める要援護者について、災害発生時において可能な限りの確かつ迅速に避難支援、安否確認等を行うことができるよう、避難支援に必要な基本的な個人情報を登録する災害時「要援護者名簿（様式A）」（以下「要援護者名簿」という。）を作成します。

また、要援護者支援班は、次のとおり要援護者名簿の更新を行います。

（1）随時更新

要援護者支援班は、日ごろの業務等の中で、要援護者名簿に登録されている情

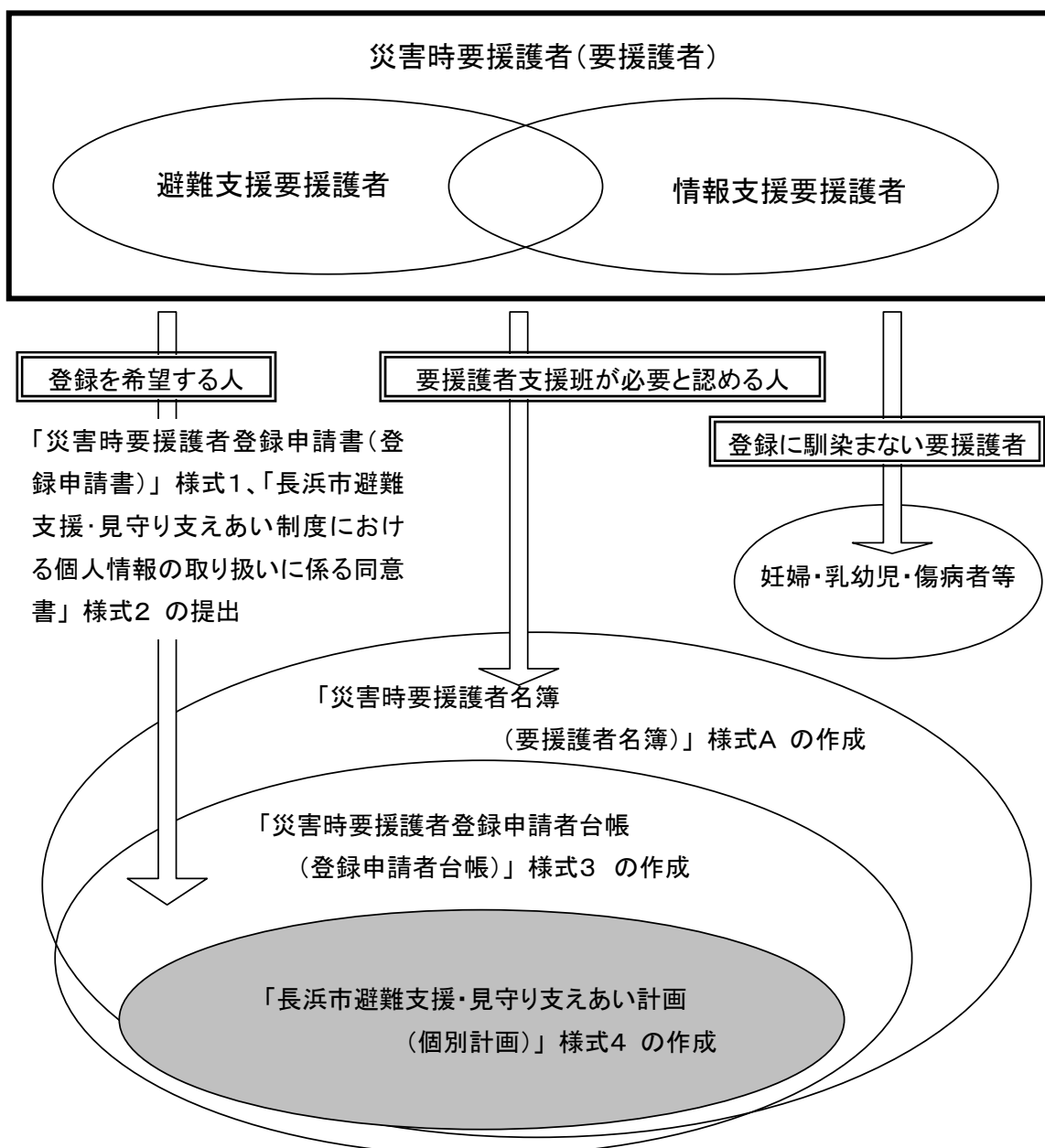
報の変更が必要となったときは、随時更新を行います。

(2) 定期更新

要援護者支援班は、定期的に要援護者名簿に登録している要援護者について異動等がないか確認し、情報の更新を行います。また、新たに登録する必要がある要援護者の有無を確認し、同様の措置を講じます。

第4 登録申請者台帳・要援護者名簿への登録に馴染まない要援護者の把握

要援護者支援班、自治会等は、妊婦、乳幼児、傷病者等の一定期間のみ支援等が必要となる要援護者について、それぞれ日常業務、日常活動の中で必要に応じてその把握に努めます。



第5 個別計画の作成

自治会は、要援護者支援班が作成した登録申請者台帳をもとに、地域の実情等を踏まえ、要援護者個々の避難支援や日常的な見守り体制などを定める個別計画（様式4）を作成します（資料3及び資料5参照）。

個別計画は、災害時の情報伝達、避難誘導、避難先での留意事項等の避難支援に必要な内容と、緊急連絡先等の日常的な見守りに必要な事項を記載することとし、具体的には、以下の内容を織り込みます。

- ① 緊急連絡先
- ② 予定避難所
- ③ 避難支援者
- ④ 見守り支援者
- ⑤ 情報受信方法
- ⑥ 情報伝達での留意事項
- ⑦ 避難時に携帯する必要があるもの（医薬品等）
- ⑧ 避難誘導時の留意事項
- ⑨ 避難先での留意事項
- ⑩ 要援護者が元気を伝えるサイン
- ⑪ その他

なお、避難支援者・見守り支援者は、原則として、近隣に居住する人の中から選定するものとし、要援護者本人による支援依頼又は自治会による指定により決定します。

ただし、避難支援者・見守り支援者の選定が難しいときは、組・班等単位での支援・見守りとし、組・班長等に支援を依頼することもできます。

また、避難支援者・見守り支援者は、ボランティア精神に基づき支援するものであり、責任を課すものではありません。

第6 個別計画の共有

作成した個別計画は、要援護者、要援護者支援班、自治会等（自治会長、民生委員・児童委員、避難支援者）で情報共有し、災害時に備えるとともに、平常時から要避難支援者の状況把握と見守りに努めます。

第7 個別計画の更新

（1）随時更新

自治会は、避難訓練等を通じて、個別計画の内容の検証を行うとともに、日ごろの見守り活動等を通じて、常に最新の情報を把握し、必要に応じて個別計画の内容の更新を行い、必要に応じてその旨を要援護者支援班に報告します（資料4及び資料5参照）。

(2) 定期更新

自治会は、年に1回、登録事項の異動等がないか確認し、変更等があった場合には、個別計画について所要の変更等を行い、その旨を要援護者支援班に報告します。

(3) 更新情報の共有

要援護者支援班は、自治会から個別計画の変更報告を受けた場合、個別計画について所要の変更等を行い、修正した個別計画を情報共有者に速やかに配付し、情報を共有します。

第8 個別計画の管理

個別計画の内容は、要援護者、要援護者支援班、自治会等（自治会長、民生委員・児童委員、避難支援者）の人以外が閲覧することのないようにするとともに、併せて、災害発生時の緊急の閲覧に支障を来さないように留意します。

また、個別計画を電子情報で保管する場合は、パスワード等を使用して管理し、紙媒体で保管する場合には施錠付きの保管庫に保管するなど、情報管理に十分配慮します。

第4章 各種避難支援

第1 避難準備情報、避難勧告・指示等の伝達

情報伝達は、国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を踏まえ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき行います。

(1) 情報伝達ルート

避難準備情報等については、市から各自治会長を通じて要援護者及び避難支援者等へ伝達します。

(2) 情報伝達手段

要援護者への情報の伝達については、市内各所に設置した防災行政無線からの放送やケーブルテレビ、広報車で行うほか、携帯メール「長浜市安全安心メール配信システム」を活用します。

特に聴覚にしょうがいのある人は文字での確認が必要なため、携帯電話のメールに情報を送信する「長浜市安全安心メール配信システム」への登録をすすめます。

なお、視覚にしょうがいのある人には携帯電話の受信メールを読み上げる機能、上肢等が不自由な人にはフリーハンド機器について使用を促し、要援護者が情報を円滑に受信できるよう備えるものとします。

また、外国人に情報を伝えるため、日本語での放送とともに状況に応じて、外国語での放送を行うものとし、あわせて外国人を雇用している事業所を通じて、情報伝達を行うものとします。

さらに、市地域防災計画に規定された災害時要援護者関連施設に対しては、洪水予報、避難判断水位への水位の到達情報、土砂災害警戒情報などの情報を伝達し、円滑かつ迅速な避難を確保するものとします。

第2 洪水・土砂災害ハザードマップ等の整備・活用

各種ハザードマップの周知が住民になされるよう、各世帯への配付、インターネットの利用による公開等（市ホームページ）を行うものとします。

また、各種ハザードマップを用いて災害時要援護者関連施設の位置や避難場所、施設への情報伝達方法、避難経路等を平常時から確認するよう、説明会などを通じて住民への周知に努めるとともに、特に避難支援者などの理解を進め、地域防災に関する意識向上を図るものとします。

併せて、自治会・自主防災組織、民生委員・児童委員、避難支援者等と平常時から災害時に避難支援を必要とする在宅の要援護者に関する情報を共有し、これら情報と各種ハザードマップを組み合わせ、円滑に避難支援を実施できる体制を構築するものとします。

さらに、各種ハザードマップを用いた防災訓練を行うことにより、避難場所や避難

経路の確認等を行い、洪水、土砂災害に備えるものとします。

第3 避難誘導の実施

風水害等の災害が発生するおそれがあるため、避難準備情報等を発令した場合は、市と地域住民等が連携し、個別計画に基づき、避難誘導を行います。

そのため、平常時から、避難所配置職員の役割分担を明確にするとともに、市、消防本部、消防団、自主防災組織等の役割分担を明確にしつつ連携して対応します。

また、要援護者自身も、自宅から避難場所等まで、実際に避難支援者とともに歩いてみて、避難経路を確認しておくよう努めるものとします。

なお、避難経路の選定に当たっては、洪水初期の浸水が予想されるアンダーパスなどの危険な箇所を避け、要援護者の避難・搬送形態を考慮した浸水時にも機能する避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとします。

第4 避難所における支援

(1) 避難所における支援対策

避難所においては、要援護者の避難状況に応じて、しょうがいのある人用トイレ、スロープ等の段差解消設備を発災後速やかに仮設するよう努めます。

特に体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合は、畳・マットを敷く、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションを設ける、冷暖房機器等の増設など環境の整備に努めます。

これらの環境整備に必要な設備については、備蓄で対応するほか、関係団体、事業者との事前協定を締結するなどにより、平常時から対応等を講じておくこととします。

避難所には、要援護者の要望を把握するため、避難所運営委員会が中心になり、自治会・自主防災組織、民生委員・児童委員や福祉関係団体、そして避難支援者の協力を得つつ、要援護者用相談窓口を設けます。

また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、しょうがいのある人等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取り組みが重要ですので、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア等、福祉関係職員による相談等の必要な生活支援を必要に応じて実施するとともに、要援護者の状況に応じて、避難所から福祉避難所への移動や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを行います。

なお、発災後、速やかな対応をとるために、あらかじめ、関係団体、事業者等との協定を結ぶなど、平常時から役割分担を明確にしておくこととします。

避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なものですので、特に視覚しょうがいのある人や聴覚しょうがいのある人等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとします。

(2) 福祉避難所の指定

避難所では避難生活に支障をきたし、何らかの特別な配慮を必要とする要援護者に対応するため福祉避難所を指定します。

福祉避難所は、災害発生後の被災状況や住民の避難状況などから、必要に応じて開設するものとし、福祉避難所としての機能を有する市内の社会福祉施設等を状況に応じて指定します。

なお、民間の社会福祉施設等を福祉避難所に指定する場合に備え、当該施設管理者と十分調整のうえ、福祉避難所の指定（設置・運営）に関する協定の締結に努めます。

第5 要援護者避難訓練の実施

要援護者の避難を迅速かつ適切に行うためには、要援護者と避難支援者との信頼関係が不可欠なことから、自治会、自主防災組織等は、普段から、防災活動だけでなく、声かけや見守り活動等、地域における各種活動との連携を深めることが重要です。

また、在宅の要援護者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりをすすめ、地域住民の協力関係をつくることが重要です。

このため、自治会、自主防災組織が中心となり、要援護者や避難支援者とともに、要援護者の避難計画の作成や避難訓練の実施等を行うことにより、支援体制の充実を図ります。

避難訓練には、地域住民や要援護者、支援者が積極的に参加し、要援護者の居住情報を共有し、避難準備情報等の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行うことにより、地域全体の防災意識の向上が図られます。

このため、毎年実施している「市総合防災訓練」などの訓練において、要援護者に対する情報伝達や避難支援、福祉避難所設置運営訓練などを併せて行うことに努めます。

資料

資料1 要援護者の特徴

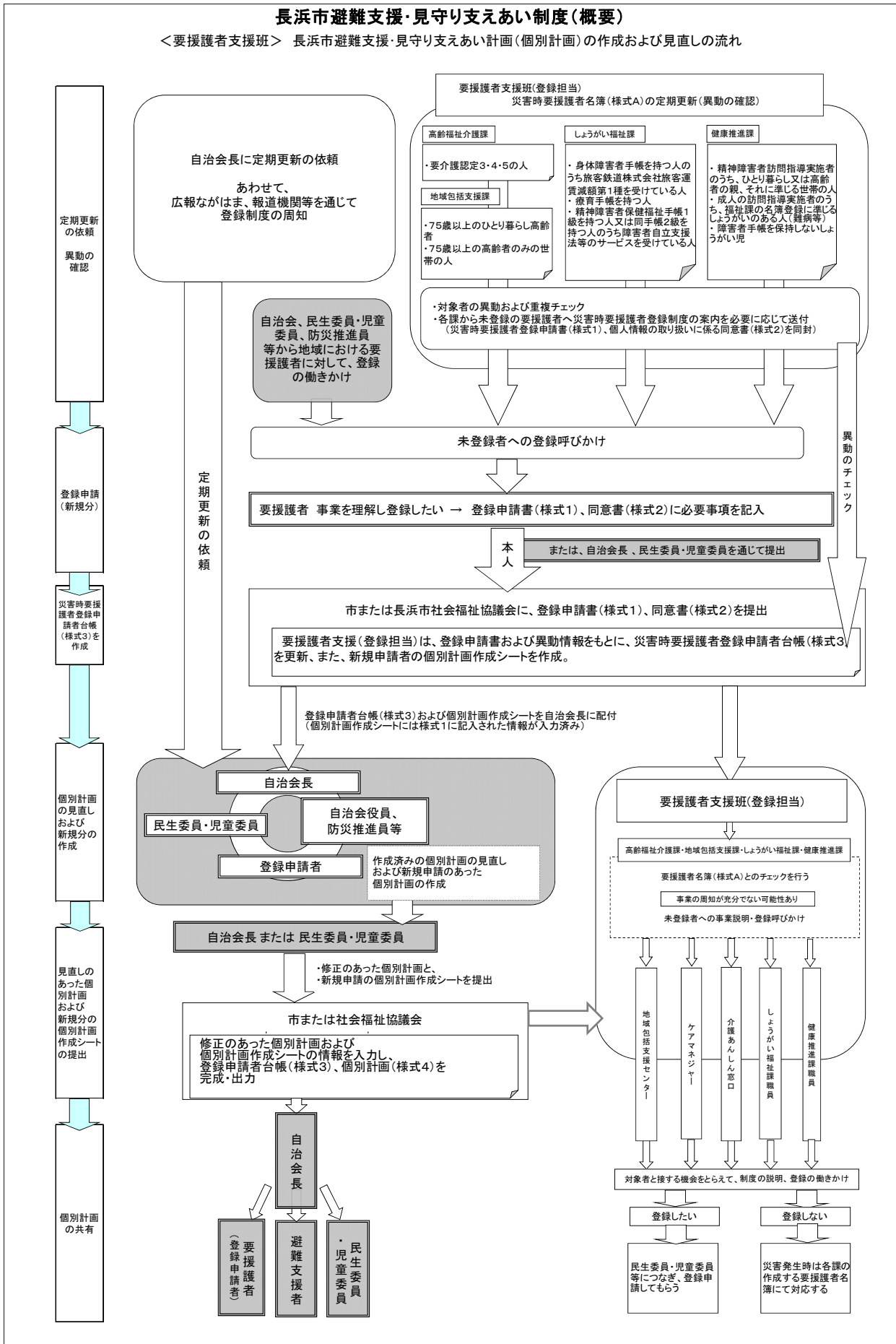
区 分	避難行動等の特徴	必要とされる支援
ひとり暮らし 高齢者・高齢 者世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態の察知が遅れる場合があるが、自力で行動できます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速に情報を伝達し、避難を誘導します。
寝たきり高齢 者	<ul style="list-style-type: none"> ・自力で行動することが困難です。 ・自分の状況を伝えることが困難です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難する場合は、車いす等移動用具と援助者が必要です。 ・医療・介護関係者との連絡体制が必要です。
認知症高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で判断し、行動することができません。 ・自分の状況を伝えることが困難。 ・環境の変化による不安感等から、行動しようがいが現れる場合があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り・声かけによる避難誘導が必要。 ・医療・介護関係者や家族等との連絡体制が必要です。 ・一人である時に危険が迫った場合は、緊急に保護が必要です。 ・できるだけ、認知症高齢者の特性を理解した人が対応することが必要です。
視覚しょうが い者	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚による緊急事態の察知が不可能な場合が多いです。 ・災害時には、住み慣れた地域でも状況が一変し、いつもどおりの行動ができなくなります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市からの広報、その他生活に関する情報などが来た時は必ず知らせます。（災害時の情報については、音声による伝達及び状況説明が必要です。） ・安否確認、避難所への歩行支援を誰が行うのか取り決めておきます。（避難誘導してくれる人が必要です。） ・避難所内の案内が必要です。（トイレ、電話などの場所の確認など。）
聴覚しょうが い者	<ul style="list-style-type: none"> ・音声による情報が伝わりません。（視覚外の異変・危険の察知が困難であり、音声による避難誘導の認識ができません。） ・緊急時でも言葉で人に知らせることができません。 ・外見からはしょうがいのあることがわかりません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・正面から口を大きく動かして話す。文字や絵を組み合わせた筆談や手話、身振りなど目に見える方法で情報を伝えます。（視覚による認識手段が必要です。） ・避難所では、情報から取り残されないよう、掲示板などで呼び掛けます。また、FAXの配置や常時筆記用具を確保が必要です。
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の身体の安全を守ることが困難です。 ・自分で避難することが困難です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家具の転倒防止など住まいの安全を確認が必要です。 ・地域での移動支援体制づくり。（車いす、ストレッチャー等の移動用具と援助者が必要。） ・車いす用のトイレの確保が必要です。

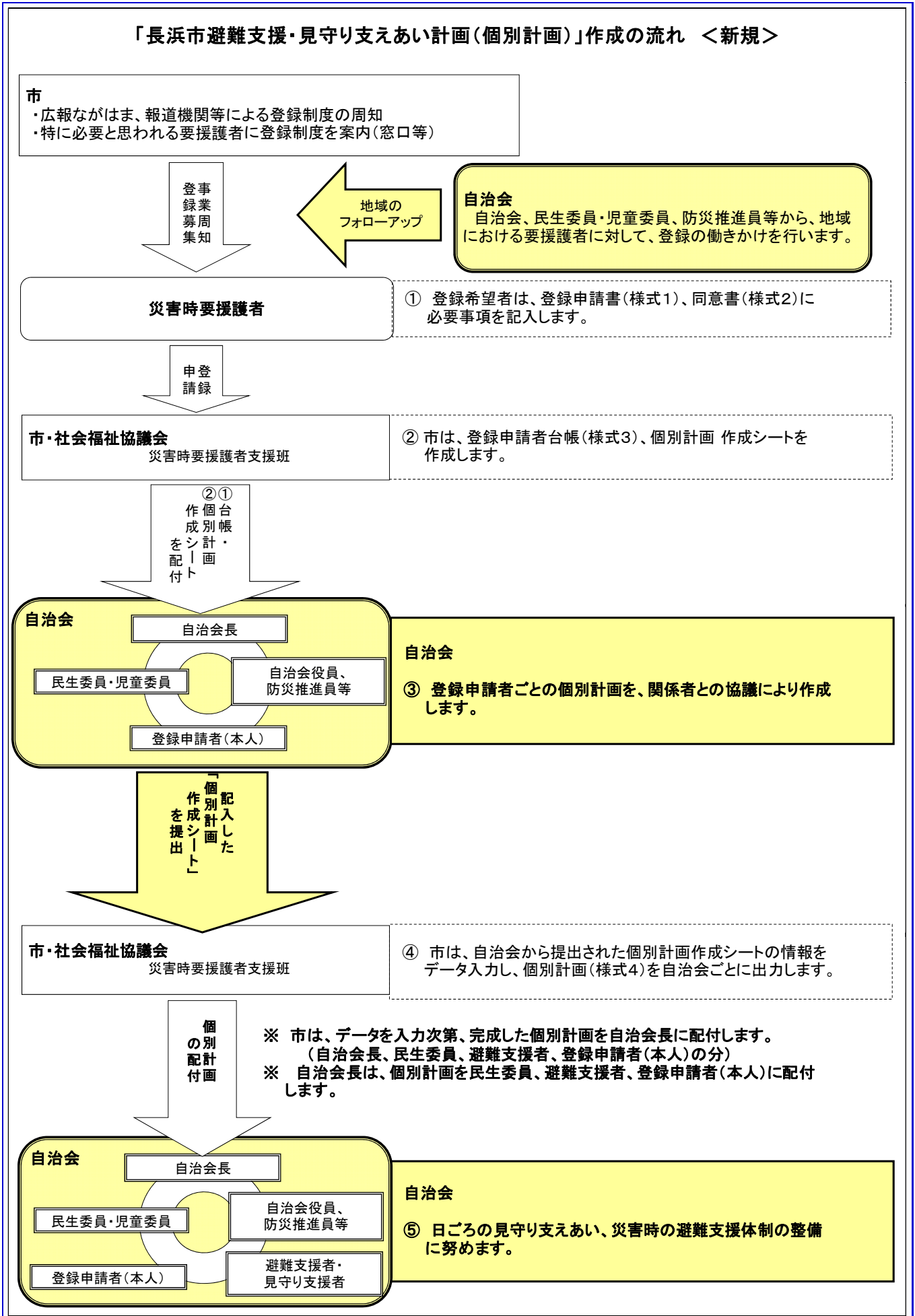
区 分	避難行動等の特徴	必要とされる支援
内部しょうがい者	<ul style="list-style-type: none"> ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合があります。 ・外見からは、しょうがいがあることが分かりません。 ・心臓、腎臓、呼吸器などに機能しょうがいがあり、人工透析など医療的援助が必要な場合があります。 ・常時医療器材（人工呼吸器、酸素ボンベなど）を必要とする人がいます。 ・医薬品を携帯する必要があります。 ・人工肛門造設者等は、ストマ用装具を携帯する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関との連携体制、移送手段の確保が必要です。（医療機関の支援。） ・移動にあたっては、車いす、ストレッチャー等の移動用具や援助者が必要です。 ・避難所ではケアのできるスペースを確保 ・食事制限の必要な人の確認も必要です。 ・薬やケア用品の確保が必要です。 ・人工肛門造設者等は、ストマ用装具やしょうがい者トイレの確保が必要です。
知的しょうがい者	<ul style="list-style-type: none"> ・一人では、理解や判断することが難しく、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人にいる時に危険が迫った場合には、緊急に保護が必要です。 ・精神的に不安定にならないような対応が必要です。 ・常に話しかけるなど、気持ちを落ち着かせながら、安全な場所へ誘導することが必要です。
発達しょうがい者	<ul style="list-style-type: none"> ・他人とのコミュニケーションが困難であり、予定されたパターン以外の行動を取ることが難しいため、みずから避難することが難しい場合があります。 ・避難所など、人が多く慣れない場所での生活は極度に緊張するため、パニックを起こす可能性があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人にいる時に危険が迫った場合は、緊急に保護が必要です。 ・できるだけ、発達しょうがい者の特性を理解した人が対応することが必要です。 ・避難所にはできる限り、発達しょうがい者に配慮したスペースの確保が必要です。

区 分	避難行動等の特徴	必要とされる支援
精神しょうがい者	<ul style="list-style-type: none"> ・多くは、自分で判断し、行動することができます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集団生活や対人関係のストレスに弱い人もおり、服薬の継続が不可欠なため、本人や援助者は薬の名前、量を把握しておくことが望ましいです。 ・医療や保健福祉機関との迅速な連絡体制の確保が不可欠です。 ・フリーダイヤルの専門相談窓口の設置が必要です。
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> ・行動機能が低下しているが、自分で判断し、行動できます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導などの支援者の確保が必要です。
乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら判断し、行動する能力がなく、常時、保護者の支援が必要です。 ・避難所生活等におけるストレスの影響を受けやすいです。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の災害対応能力を高めることや、適切な避難誘導が必要です。 ・被災により、保護者が養育することが困難な場合への対応が必要です。 ・保護者、乳幼児ともに避難所等でのストレスが高じることから、避難生活には格別の配慮が必要です。
難病患者等	<ul style="list-style-type: none"> ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合があります。 ・外見からは、しょうがいがあることが分からない。 ・医薬品を携帯する必要がある。 ・人工呼吸器の使用など医療的援助が必要な場合があります。 ・人工透析患者は、継続的に透析医療を受ける必要があります。 ・人工透析患者は、1日に摂取できる水分や塩分等が厳しく制限されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関との連携体制、移送手段の確保が必要です。（医療機関の支援。） ・移動にあたっては、車いす、ストレッチャー等の移動用具や援助者が必要です。 ・電気の確保が必要です。 ・薬やケア用品の確保が必要です。 ・食事制限の必要な人の確認が必要です。

* 上記は、一般的特徴を示したもので、介護度の状況や家族の状況等によって必要とされる支援も異なります。

資料2 長浜市避難支援・見守り支えあい制度（概要）





「長浜市避難支援・見守り支えあい計画（個別計画）」更新の流れ <更新>

市
・広報ながはま、報道機関等による登録制度、更新の周知

登録制度の周知・更新の働きかけ

自治会

自治会長

民生委員・児童委員

自治会役員、
防災推進員等

登録申請者（本人）

自治会

① 登録者ごとの個別計画を、関係者との協議により見直します。

「修正
を個別
提別し
出計
した
画」

市・社会福祉協議会

災害時要援護者支援班

② 市は、自治会から提出された、修正した個別計画の情報をデータ入力し、更新した登録申請者台帳（様式3）と個別計画（様式4）を自治会ごとに出力します。

②①
台帳、
個別
配計、
付画

※ 市は、データを入力次第、更新した登録申請者台帳と個別計画を自治会長に配付します。（自治会長、民生委員、避難支援者、登録申請者（本人）の分）
※ 自治会長は、登録申請者台帳と個別計画を関係者に配付します。

自治会

自治会長

民生委員・児童委員

自治会役員、
防災推進員等

登録申請者（本人）

避難支援者・
見守り支援者

自治会

③ 日ごろの見守り支えあい、災害時の避難支援体制の整備に努めます。

資料5 自治会、要援護者支援班等の行動マニュアル

1. 避難支援・見守り支えあい制度の周知・個別計画作成時

区分	行動マニュアル
自治会・自主防災組織等	<p>① 自治会回覧等により、避難支援・見守り支えあい制度の周知及び地域の要援護者に対して登録の働きかけを行います。</p> <p>② 登録申請書を預かった場合は、市又は市社会福祉協議会へ提出します。</p> <p>③ 市から配付された登録申請者台帳及び個別計画作成シートをもとに、地域の関係団体及び要援護者本人と協議のうえ、個別計画を作成します。</p> <p>④ 避難支援者等については、要援護者の意思を尊重し選定します。</p> <p>⑤ 選定した避難支援者には、制度の趣旨を説明し、普段から見守りや災害時の支援に心掛けるようお願いします。</p> <p>⑥ 作成した個別計画を市又は市社会福祉協議会へ提出します。</p> <p>⑦ 避難支援者の選定が難しい場合は、組・班等全体を避難支援者と考えて支援体制づくりを行い、市へは組・班等名を報告することもできます。</p> <p>※ その場合、要援護者情報の開示は本人の不利益や心配をできるだけ少なくするため、組・班長等必要最小限に留めます。</p>
民生委員・児童委員	<p>① 民生委員・児童委員活動において、事前に把握している要援護者を訪問し、避難支援・見守り支えあい制度の案内と登録の働きかけを行います。</p> <p>② 登録希望者には、個人情報の取り扱いに係る同意の説明、避難支援者を誰にするかの希望、その他必要となる情報をできるだけ確認し、登録申請書の提出に関する援助を行います。</p> <p>③ 登録申請書を預かった場合は、市又は市社会福祉協議会へ提出します。</p> <p>④ 市から自治会長に配付された登録申請者台帳及び個別計画作成シートをもとに自治会・自主防災組織等の関係団体と協力し、要避難支援者と協議のうえ、個別計画を作成します。</p> <p>⑤ その他、日ごろの民生委員・児童委員活動を通じて、要援護者の発見及び避難支援・見守り支えあい制度の周知に努めます。</p>
要援護者支援班	<p>① 避難支援・見守り支えあい制度について、広報ながはま、市のホームページ、報道機関等を通じて、広く周知し、避難支援・見守り支えあい制度への登録希望者を募ります。また、要援護者一人ひとりと接する機会をとらえて、避難支援・見守り支えあい制度への登録を働きかけるとともに、必要な情報の把握を同時に進めます。</p> <p>② 災害発生時において要援護者の生命、身体等を保護することの重要性に鑑み、特に必要と認める要援護者の避難支援に必要な基本的な個人情報を登録する要援護者名簿を作成します。</p> <p>③ 要援護者名簿登載者に対し、日常業務のなかで避難支援・見守り支えあい制度の案内と登録の働きかけを行います。</p> <p>④ 提出のあった登録申請書をもとに、登録申請者台帳を作成し、自治会長、民生委員・児童委員及び市関係課へ配付します。</p> <p>⑤ また、自治会長、民生委員・児童委員には、登録申請書により収集した情報を記載した個別計画作成用紙を配付します。</p> <p>⑥ 市関係課は、登録申請者台帳と要援護者名簿を突合し、登録申請者を把握します。</p> <p>⑦ また、未登録者に対して、対象者と接する機会をとらえて避難支援・見守り支えあい制度の説明及び登録の働きかけを行います。</p> <p>⑧ 自治会が作成した個別計画をデータ化し、完成（印刷）した個別計画を自治会長（要援護者・避難支援者）、民生委員・児童委員及び市関係課へ配付します。</p> <p>⑨ 市関係課は、個別計画と要援護者名簿を突合し、個別計画が作成された要援護者を把握します。</p>

2. 平常時

区 分	行動マニュアル
要援護者（本人）	<ul style="list-style-type: none"> ① 「避難支援者による救出を待つ」だけではなく、基本的に「自らの身は自らで守る（自助）」という心構えが必要です。 ② 最寄りの民生委員・児童委員、自主防災組織のリーダー等が誰であるかを把握するよう努めます。 ③ 近隣の人、地域の各種団体とは日頃から積極的に交流し、災害発生時の協力が得られやすい環境を作ります。 ④ 災害発生時には、自分がどのような支援を必要としているかをあらかじめ記述しておき、援助が必要なおきにはいつでも渡せるようにしておきます。（例として、常に薬を服用しておく必要がある人の場合、薬の名称や処方箋などを記したメモ（「緊急連絡カード」）を身につけておく等）
自治会・自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ① 新たな要援護者の発見、避難支援・見守り支えあい制度の周知に努めます。 ② 特に災害時には、地域の支えあい（共助）が必要なことから、登録者に対しては、避難支援者及び組を中心とした近隣住民により普段からの見守り体制の強化に努めます。（夏祭り等の自治会主催事業への参加を促して閉じこもりを防いだり、普段から安否を気遣ったりするなど。） ③ 自主防災組織、民生委員・児童委員等と連携し、要援護者マップ等を作成するなど、地域の状況把握に努めるとともに、防災訓練等を利用し、登録者に対する情報伝達、避難経路の確認及び避難訓練等を行い、非常時に備え、避難支援体制の確認を行います。
避難支援者等	<ul style="list-style-type: none"> ① 自分の担当の登録者に対し、普段からできる範囲での見守りを行います。（機会を見つけ、本人あるいは家族等と話し合い、本人の身体状況、家の構造や耐震状況、避難先、避難経路等について話し合い、非常時にどのような方法で支援ができるか確認しておきます。） ② 登録者とともに防災訓練に積極的に参加し、情報伝達、避難経路の確認及び避難訓練等を行い、非常時にとるべき行動を確認します。
民生委員・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ① 担当地域の登録者に対し、普段からできる範囲での見守りを行うとともに、自治会等と連携し、要援護者マップ等を作成するなど、地域の状況把握に努めます。 ② 新たな要援護者の発見、避難支援・見守り支えあい制度の周知に努めます。 ③ 新たな登録希望者を発見した場合は、登録申請書の記入をお願いし、市又は市社会福祉協議会へ提出します。 ④ 自治会・自主防災組織等が主催する防災訓練に参加し、避難支援者から登録者の状況の報告を受ける訓練等を行い非常時の対応に備えます。
要援護者支援班	<ul style="list-style-type: none"> ① 要援護者名簿の登載者のうち、未登録の人に対して、訪問等により個別に説明し、同制度への登録を勧めます。 ② 新規の要援護者名簿登載対象者については、介護認定又は手帳等の申請時等に避難支援・見守り支えあい制度を案内し、同制度への登録を勧めます。 ③ 新たな登録者については、登録申請者台帳を作成し、自治会及び民生委員・児童委員等に配付します。 ④ 登録内容の変更等に関しても、新たな台帳を作成し、自治会及び民生委員・児童委員等に配付し差し替えをお願いします。

様 式

災害時要援護者登録申請書
兼 長浜市避難支援・見守り支えあい計画(個別計画)作成依頼書

平成 年 月 日

長浜市長 様

私は、長浜市避難支援・見守り支えあい制度(災害時要援護者登録制度)の趣旨を理解し、災害時要援護者登録申請台帳に登録すること、災害時に避難支援及び避難所における支援を受けること、長浜市避難支援・見守り支えあい計画(個別計画)を作成することを希望します。

※太枠部分に記入をお願いします。

		代理記載及び代理申込みの場合		登録者との関係				
				氏名		(電話:)		
自治会名		組・班 等		電話番号		—		
住所	長浜市 町			携帯番号		— —		
	(アパート等名)			FAX		—		
氏名	ふりがな		性別	男 女	生年月日	明・大 年 月 日		
	®					昭・平		
要援護分類 (すべてに○)	ひとり暮らし・高齢者世帯・介護保険認定者・しょうがい者 その他()							
緊急時の家族等の連絡先	氏名		続柄	住所		電話番号・携帯番号		
緊急通報システム設置	有・無			昼間過ごす部屋の位置				
かかりつけの病院・医院名	電話番号 ()			寝室の位置				
	電話番号 ()							
一時避難場所				市指定避難場所				
要援護ランク	A	災害時、3人以上の手助けが必要					} いずれかに○印を記入してください	
	B	災害時、1~2人の手助けが必要						
	C	避難情報が伝われば、自分で避難できる						

平成 年 月 日

長浜市長 様

住所 長浜市 町

氏名

長浜市避難支援・見守り支えあい制度における個人情報の取扱いに係る同意書

私は、長浜市避難支援・見守り支えあい制度への登録にあたり、以下のことに同意します。

1. 私が届け出た「災害時要援護者登録申請書」の個人情報を、私の「長浜市避難支援・見守り支えあい計画(個別計画)」の作成に限り、市、長浜市社会福祉協議会、自治会長、民生委員・児童委員、避難支援者および自治会役員に開示すること。
2. 私が届け出た「災害時要援護者登録申請書」をもとに作成される「災害時要援護者登録申請者台帳」および「長浜市避難支援・見守り支えあい計画(個別計画)」を市、長浜市社会福祉協議会、自治会長、民生委員・児童委員および避難支援者が共有すること。
3. 私が届け出た「災害時要援護者登録申請書」の個人情報を長浜市社会福祉協議会の地域福祉推進事業(日ごろの見守り活動、電話による安否確認等)に活用すること。

地区：
自治会：

平成 年 月 日現在

台帳登録番号

長浜市避難支援・見守り支えあい計画(個別計画)

自治会名	組・班 等				
住所	電話				
	携帯電話等				
フリガナ	FAX				
氏名	性別		生年月日		
	ひとり暮らし高齢者		高齢者のみ世帯	介護保険認定者	しょうがい者
要支援 分類	その他(内容)				
緊急時の 家族等の 連絡先	氏名	続柄	住所	電話番号	
かかりつ けの病院・ 医院名				緊急通報シス テムの設置	
昼間過ご す部屋の 位置			寝室の位置		
一時避難場所			市指定避難場所		

要支援ランク	A	災害時、3人以上の手助けが必要	
	B	災害時、1～2人の手助けが必要	
	C	避難情報が伝われば、自分で避難できる	

	氏名	住所	電話
避難 支援者 (避難を 支援する 人)			
見守り 支援者 (日ごろ 声かけ・ 見守りを する人)			

※避難支援者・見守り支援者は、ボランティア精神に基づき支援をするものであり、責任を課すものではありません。
 ※この台帳に記載された情報は、災害発生時に地域の支援により生命の安全を図るものであり、それ以外の用途に使用したり、他に情報を流したりすることを禁止します。

災害時	災害情報をどのように受け取るか	防災行政無線	テレビ・ラジオ	長浜市安全・安心メール	FAX	家族から
		避難支援者から	その他	その他(内容)		
	災害情報を伝える際に留意が必要なこと					
	避難時に携帯する必要があるもの					
	避難誘導する際に留意が必要なこと					
	避難先で留意が必要なこと					
日ごろの支え合い	元気であることを自分から周囲に伝えるサイン					
	災害以外の緊急時にどのように対応したらいいか					
	その他					
支援している関係機関・担当者等		電話	携帯電話等	FAX		
その他備考						

登録申請日 平成 年 月 日 個別計画作成日 平成 年 月 日 個別計画更新日 平成 年 月 日

台帳登録番号

